

令和4年
4月1日～

18歳まで(※)の子どもの医療費を助成します！

(※)18歳の誕生日後の最初の3月31日まで

山梨市 子ども医療費助成制度のご案内

山梨市では、子どもの健やかな成長を願い、子育て世代への経済的負担の軽減を図ることを目的に医療費を助成しています。18歳までの子どもが病院等の医療機関で健康保険証等を使用して診療を受けたとき、医療費の自己負担分を助成します。

対象となる子ども

保護者が山梨市に居住しており、国民健康保険・社会保険などの健康保険に加入している0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども

※次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・生活保護を受けている方
- ・婚姻している方
- ・重度心身障害者医療費助対象の方
- ・ひとり親家庭医療費助成対象の方
- ・児童福祉施設に入所、里親に委託されている方

助成される医療費

病院等で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分を市が助成します。

◎助成の対象となるもの

- ・病院や薬局などで診療を受けるときに健康保険が適用されるもの
- ・補装具などで健康保険が適用されるもの
- ・養育医療、育成医療などの医療費助成を受けていて自己負担が生じるもの

◎助成の対象とならないもの

- ・保険診療に該当しないもの（健康診断、予防接種、差額ベッド代、文書料、薬の容器代、選定療養費など）
- ・各健康保険組合等から支給される高額療養費給付金、家族療養費附加金
- ・学校、幼稚園、保育園の管理下での傷病、疾病などで、日本スポーツ振興センター法が適用される医療費
- ・第三者行為によるけが（交通事故など）
- ・受給資格認定期間外の医療費
- ・特定の疾病等で、他の医療費助成を受けられる方はその給付分を優先します。

受給資格者証の交付を受けるには

この制度を利用するためには、申請が必要です。

子どもが生まれたとき、山梨市に転入したときは、子どもの健康保険証をご持参のうえ、子ども・子育て課子育て推進担当または各支所住民生活担当窓口でお手続きください。

手続きが必要なとき

こんなとき	どうする
他市町村に転出するとき	他市町村では利用できません。転出手続きを行う際に、子ども・子育て課に返却してください。
資格者証の記載事項（住所、氏名、加入している健康保険）に変更があったとき	変更の届出が必要になります。子どもの保険証をお持ちのうえ、手続きを行ってください。
資格者証を失くしてしまったとき	再発行の手続きを行う必要があります。子どもの保険証をお持ちのうえ、手続きを行ってください。

助 成 方 法

◎ 窓口無料

県内の医療機関において、「保険証」および「子ども医療費助成金受給資格者証」を提示すると、保険診療自己負担分が無料になります。

◎ 償還払い（窓口無料とはならないもの）

次に該当する場合は窓口無料となりません。いったん自己負担分をお支払いいただき、市に還付申請をしていただくことで、自己負担分を振込にて助成します。

- ・ 県内の医療機関で受給資格者証を提示しなかった場合
- ・ 県外医療機関での保険診療
- ・ 入院時食事療養費標準負担額
- ・ 保険診療における療養費自己負担額（はり、灸、マッサージ等）
- ・ 「山梨県医師国保組合」「全国歯科医師国保組合」「全国土木建築国保組合」「中央建設国保組合」以外の国保組合加入の方

➔ 償還払い（自己負担後の還付申請）の方法

受診した月の翌月以降に、必要書類を持参し、こども・子育て課子育て推進担当の窓口で申請してください。

1. 子ども医療費助成金申請書（山梨市ホームページからダウンロード可）
2. 領収書（コピー不可）
3. 印鑑（朱肉を使うもの）
4. 保護者名義の振込口座がわかるもの
5. 子どもの健康保険証
6. 子ども医療費助成金受給資格者証

※領収書には「受診者名」「受診年月日」「診療報酬総点数」「発行者名（医療機関名）」「領収印」「発行年月日」「入院時食事療養費等の費用額・負担額」が明記されている必要があります。必要事項の記載がない場合は、申請書に医療機関で証明を受けてください。

※領収書には領収印を押してもらいようお願いしてください。

※月ごと、医療機関ごと、入院、入院外ごとに申請書を記入して申請してください。

※高額療養費、付加給付金の支給対象かご確認ください。対象の場合は、その金額のわかるものが必要となります。

※請求できるのは、診療月から2年間となります。

- ◎ 「子ども医療費助成金受給資格者証」は記載されている有効期限までお使いいただきますので、大切にお取り扱いください。
- ◎ 受給資格者証の記載内容に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

問 い 合 わ せ 先

山梨市役所 こども・子育て課 子育て推進担当

〒405-8501 山梨市小原西 843

☎0553-22-1111 内線 1152～1154

適正受診のために

- ① かかりつけ医をもちましょう！
- ② 「診療時間内」にかかりましょう！
- ③ 小児救急医療電話相談（#8000）を利用しましょう！
- ④ はしご受診はやめましょう！